

窓口に来た人の本人確認書

(国民年金 2026.1)

A群	顔写真の貼付されたもの (1点で確認・有効期限内のもの)	B群	異なる番号の組合せで2点以上の書類で確認 (有効期限内のもの)	C群	A群・B群の書類で確認できないやむを得ない場合は、 異なる番号の組合せで3点以上の確認
1 マイナンバーカード（個人番号カード）	1 基礎年金番号通知書、年金手帳	1 預金通帳	2 運転免許証 運転経歴証明書※H24.4.1以降に交付されたもの	2 キャッシュカード、クレジットカード	3 旅券（パスポート）
2 運転免許証 運転経歴証明書※H24.4.1以降に交付されたもの	2 公的年金（企業年金・基金を除く）の年金証書、または恩給証書	4 各健康保険の資格確認書	4 在留カード、特別永住者証明書	5 公共料金の領収書	6 官公署等の発行した資格証明書 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）
3 旅券（パスポート）	3 日本年金機構が交付した通知書（年金額改定通知書や年金振込通知書等）	5 介護保険の被保険者証	7 A群・B群で有効期限切れのもの	6 公共機関からの郵便物	8 在留カード、特別永住者証明書
4 在留カード、特別永住者証明書	4 各健康保険の資格確認書	6 健康保険日雇特例被保険者手帳	9 医療機関の診察券	9 預金通帳	10 A群・B群で有効期限切れのもの
5 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	5 介護保険の被保険者証	7 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給者証	11 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無）	12 キャッシュカード、クレジットカード	13 資格情報のお知らせ
6 官公署等の発行した資格証明書 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）	6 健康保険日雇特例被保険者手帳	8 ひとり親家庭等医療受給者証	14 公共機関からの郵便物	15 資格情報のお知らせ	16 公共料金の領収書
7 前各号以外の官公署が発行した免許証、許可証	7 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給者証	9 障がい者等医療証	16 官公署等が発行した資格証明書 (写真付きのA群の7を除く)	17 A群・B群で有効期限切れのもの	18 在留カード、特別永住者証明書
	8 ひとり親家庭等医療受給者証	10 自立支援医療受給者証		19 医療機関の診察券	20 預金通帳
	9 障がい者等医療証	11 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無）		21 キャッシュカード、クレジットカード	22 資格情報のお知らせ
	10 自立支援医療受給者証	12 学生証・社員証（顔写真付）		23 資格情報のお知らせ	24 公共機関からの郵便物
	11 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無）	13 生活保護受給者証		25 公共料金の領収書	26 公共機関からの郵便物
	12 学生証・社員証（顔写真付）	14 印鑑登録証明書		27 A群・B群で有効期限切れのもの	28 在留カード、特別永住者証明書
	13 生活保護受給者証	15 官公署等がその職員に対して発行した身分証明書 (顔写真有)		29 医療機関の診察券	30 預金通帳
	14 印鑑登録証明書	16 官公署等が発行した資格証明書 (写真付きのA群の7を除く)		31 キャッシュカード、クレジットカード	32 資格情報のお知らせ
	15 官公署等がその職員に対して発行した身分証明書 (顔写真有)			33 資格情報のお知らせ	34 公共機関からの郵便物
	16 官公署等が発行した資格証明書 (写真付きのA群の7を除く)			35 公共料金の領収書	36 公共機関からの郵便物

◆被保険者証（国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療）、組合員証（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）、加入者証（私立学校教職員共済制度）について、令和7年12月2日以降、本人確認書類として使用できません。

◆住民基本台帳カードについては、令和7年12月31日以降、本人確認書類として使用できません。

◆通知カードはいずれにも該当しないため、本人確認書類として使用できません。

【C群の注意事項】

※番号法に基づく届け出の本人確認書類には、C群は使用できません。
※B群1点ある場合は、C群2点でOKとする。

代理人が来庁する場合の確認書

◆代理人が来庁する場合、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

◆委任状が作成できない場合、委任状が作成できることを確認できる書類が必要です。

【心身に障がいがある方の場合】

- ・身体障害者手帳
- ・要介護認定の通知書
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 ほか

【施設に入所している、医療機関に入院している方の場合】

施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）

または、施設に入所していることが分かる書類

◆施設・療養機関職員等が相談する場合、上記【施設に入所している、医療機関に入院している方の場合】の書類に加えて、以下の書類を提出

家族からの相談依頼文書または、本人に代わって家族が相談することができない状況の申立書（以下の1～3のいずれかの状況が記された任意の用紙）

- 1 家族がいないか、または家族がいることが確認できない
- 2 家族の所在が不明である
- 3 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない